

現 行	改 正 後
<p>1 共通事項</p> <p>1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について</p> <p>1 - 2 - 2 資本の安定性・適格性等のチェック</p> <p>(1) 告示第1条第7項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記・の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>(注) 但し、平成10年6月9日以降に発行、借入れ又は契約更改が行われたものについてチェックすることとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 共通事項</p> <p>1 - 2 ソルベンシー・マージン比率等について</p> <p>1 - 2 - 2 資本の安定性・適格性等のチェック</p> <p>(1) 告示第1条第7項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記・の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>(注) 但し、平成10年6月9日以降に発行、借入れ又は契約更改が行われたものについてチェックすることとする。</p> <p>(2) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>1 - 2 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 告示第2条第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合における当該行っている取引」について、適正な控除が行われているか。</p> <p>(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するオフバランス取引の取引残高の割合（以下、カバー率という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。</p>	<p>1 - 2 - 4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 告示第2条第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合における当該行っている取引」について、適正な控除が行われているか。</p> <p>(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下、カバー率という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。</p>
<p>1 - 4 子会社等について</p> <p>保険会社の子会社（法第2条第12項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）子法人等（令第2条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	<p>1 - 4 子会社等について</p> <p>保険会社の子会社（法第2条第12項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）子法人等（令第2条の3第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 256 501 292">1 - 6 不祥事件への対応</p> <p data-bbox="165 357 640 387">1 - 6 - 1 不祥事件の届出の受理等</p> <p data-bbox="197 453 1108 531">規則第 85 条第 1 項第 17 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 596 1108 965">(1) 保険会社又は法第 2 条第 <u>1 3</u> 項に規定する子会社（生命保険会社の子会社である損害保険会社及び生命保険会社並びに損害保険会社の子会社である生命保険会社及び損害保険会社を除く。以下「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（生命保険募集人若しくは損害保険代理店又はその使用人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第 8 5 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の社長から金融庁長官宛の届出書を保険課が受理する。</p> <p data-bbox="197 983 416 1018">(2)～(5) （略）</p>	<p data-bbox="1133 256 1469 292">1 - 6 不祥事件への対応</p> <p data-bbox="1133 357 1608 387">1 - 6 - 1 不祥事件の届出の受理等</p> <p data-bbox="1164 453 2076 531">規則第 85 条第 1 項第 17 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1164 596 2076 965">(1) 保険会社又は法第 2 条第 <u>1 2</u> 項に規定する子会社（生命保険会社の子会社である損害保険会社及び生命保険会社並びに損害保険会社の子会社である生命保険会社及び損害保険会社を除く。以下「保険会社等」という。）若しくは保険会社等の役員又は使用人（生命保険募集人若しくは損害保険代理店又はその使用人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第 8 5 条第 5 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の社長から金融庁長官宛の届出書を保険課が受理する。</p> <p data-bbox="1164 983 1384 1018">(2)～(5) （略）</p>

現 行						改 正 後					
2 生命保険募集関係						2 生命保険募集関係					
2 - 3 生命保険募集人の登録事務						2 - 3 生命保険募集人の登録事務					
生保会社コード一覧						生保会社コード一覧					
(1) 生命保険会社						(1) 生命保険会社					
会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日 本	DA	ジブラルタ	DQ	<u>三井みらい</u>	<u>EG</u>	日 本	DA	三 井	DS	あいおい	EH
アサダグループ	DB	明 治	DR	あいおい	EH	アサダグループ	DB	住 友	DT	東京海上あんしん	EJ
日 産	<u>DC</u>	三 井	DS	<u>千代田火災EIS</u>	<u>EI</u>	<u>マスマチュール</u>	DD	ソ ニ ー	DU	日 動	EL
<u>エトナハイウ</u>	DD	住 友	DT	東京海上あんしん	EJ	<u>ティ・アンド・ティ・ファイナンシャル</u>	DF	<u>損保ジャパン</u>	DW	富 士	EN
東 邦	<u>DE</u>	ソ ニ ー	DU	同 和	<u>EK</u>	エアヴィンスター	DG	ルディ・スイズ	DX	スカンディア	EO
東 京	DF	<u>セゾン</u>	<u>DV</u>	日 動	EL	太 陽	DH	ブルデンシャル	DY	ジー・イー・ジック	EP
エアヴィンスター	DG	<u>安田火災</u>	DW	<u>日本火災</u>	<u>EM</u>	第 一	DJ	ピーシーイー	DZ	<u>マニユライフ</u>	EQ
太 陽	DH	ルディ・スイズ	DX	富 士	EN	大 同	DK	オリックス	EA	<u>損保ジャパン</u>	ER
大 正	<u>DI</u>	ブルデンシャル	DY	スカンディア	EO	安 田	DN	ア ク サ	EB	ハートフォード	ES
第 一	DJ	ピーシーイー	DZ	ジー・イー・ジック	EP	富 国	DO	アイエヌジー	EC	大 和	ET
大 同	DK	オリックス	EA	<u>マニユライフ・センチュリー</u>	EQ	朝 日	DP	<u>三井住友海上</u>	ED	<u>三井住友海上</u>	<u>EU</u>
第 百	<u>DL</u>	ア ク サ	EB	<u>ティ・アイ・ワイ</u>	ER	ジブラルタ	DQ	共栄火災	EE	あ お ば	<u>EV</u>
大 和	<u>DM</u>	アイエヌジー	EC	ハートフォード	ES	明 治	DR	日本興亜	EF		
安 田	DN	<u>住友海上</u>	ED	<u>あざみ</u>	ET						
富 国	DO	共栄火災	EE								
朝 日	DP	日本興亜	EF								

現 行

(注) 新設会社のコードは、別に定める。

(2) 外国生命保険会社等

会 社 名	コード	備 考
パ イオニア・アメリカン・インシュアランス・カンパニー	F A	
ワールド・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F B	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F C	居住者向け営業
トランスアメリカ・オクシデンタル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F D	
アメリカン・アミカブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F E	
ナショナル・トラベラーズ・ライフ・カンパニー	F F	
ユナイテッド・オブ・オールド・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F G	
ミッドランド・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F H	
アメリカン・デファイエンダー・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F L	
アメリカン・フイデリティ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F M	
ファースト・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	F N	
オールド・リパブリック・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F P	
トランス・ワールド・アシアランス・カンパニー	F R	
ユナイテッド・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F S	
アメリカン・ファミリー・ライフ・アシアランス・カンパニー・オブ・コロンビア	F T	居住者向け営業
コロンビア・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	F U	
ナショナル・ネーデルラント生命保険会社N.V.	F V	
チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F W	居住者向け営業

改 正 後

(2) 外国生命保険会社等

会 社 名	コード	備 考
パ イオニア・アメリカン・インシュアランス・カンパニー	F A	
ワールド・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F B	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F C	居住者向け営業
トランスアメリカ・オクシデンタル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F D	
アメリカン・アミカブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F E	
ナショナル・トラベラーズ・ライフ・カンパニー	F F	
ミッドランド・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F H	
アメリカン・デファイエンダー・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F L	
アメリカン・フイデリティ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F M	
ファースト・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	F N	
オールド・リパブリック・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F P	
トランス・ワールド・アシアランス・カンパニー	F R	
ユナイテッド・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F S	
アメリカン・ファミリー・ライフ・アシアランス・カンパニー・オブ・コロンビア	F T	居住者向け営業
コロンビア・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	F U	
ナショナル・ネーデルラント生命保険会社N.V.	F V	
チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	F W	居住者向け営業
カデイク・ソシエティ	F X	居住者向け営業

現 行			改 正 後
カデ イ・ソフテ ザイ	F X	居住者向け営業	
(注) 新規進出会社のコードは、別に定める。			
3 損害保険関係			3 損害保険関係
3 - 1 損害保険募集関係			3 - 1 損害保険募集関係
3 - 1 - 2 募集活動の適正化			3 - 1 - 2 募集活動の適正化
(1) ~ (5) (略)			(1) ~ (5) (略)
(6) 法第300条第1項第7号関係			(6) 法第300条第1項第7号関係
・ (略)			・ (略)
外貨建て保険募集上の留意事項			外貨建て保険募集上の留意事項
外貨建て保険(規則第83条第3号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。)の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(省令第233条を含む)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の徴求を徹底しているかどうか。			外貨建て保険(規則第83条第3号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。)の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(規則第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の徴求を徹底しているかどうか。
(7) ~ (10) (略)			(7) ~ (10) (略)

現 行				改 正 後			
3 - 2 損害保険代理店の登録関係				3 - 2 損害保険代理店の登録関係			
別表1				別表1			
代理申請会社別区分番号				代理申請会社別区分番号			
会 社 名	番 号	会 社 名	番 号	会 社 名	番 号	会 社 名	番 号
住 友	01	ゲ ー リ ン グ	49	三 井 住 友	01	A I U	39
共 栄	02	ス ミ セ イ	52	共 栄	02	ロ ン ド ン	40
日 本 興 亜	03	第 ー ラ イ フ	53	日 本 興 亜	03	ロ イ ズ	44
三 井	04	ニ ッ セ イ 同 和	54	三 井 住 友	04	ゲ ー リ ン グ	49
大 成	05	三 井 ラ イ フ	55	損 保 ジャ パ ン	05	ス ミ セ イ	52
あ い お い	06	明 治	56	あ い お い	06	損 保 ジャ パ ン	53
あ い お い	08	安 田 ラ イ フ	57	あ い お い	08	ニ ッ セ イ 同 和	54
東 海	09	安 田 ラ イ フ ダ イ レ ク ト	58	東 海	09	三 井 ラ イ フ	55
ニ ッ セ イ 同 和	10	ロ ー ヤ ル ・ エ キ ス チ ェ ン ジ	62	ニ ッ セ イ 同 和	10	明 治	56
セ コ ム	11	ウ ィ ン タ ー ト ャ ル ス イ ス	65	セ コ ム	11	安 田 ラ イ フ	57
日 動	12	エ ー ス	66	日 動	12	安 田 ラ イ フ ダ イ レ ク ト	58
日 産	13	チ ュ ー リ ッ ヒ	67	損 保 ジャ パ ン	13	ウ ィ ン タ ー ト ャ ル ス イ ス	65
日 新	14	ゼ ネ ラ リ	68	日 新	14	エ ー ス	66
日 本 興 亜	15	ガ ン	69	日 本 興 亜	15	チ ュ ー リ ッ ヒ	67
富 士	16	リ バ テ ィ ー ・ ミ ュ ー チ ャ ル	74	富 士	16	ゼ ネ ラ リ	68
安 田	17	ザ ・ ニ ュ ー ・ イ ン デ ィ ア	77	損 保 ジャ パ ン	17	ザ ・ ニ ュ ー ・ イ ン デ ィ ア	77
朝 日	18	ア ク サ	82	朝 日	18	ア ク サ	82
太 陽	19	キ ュ ー ビ ー イ ー	83	日 本 興 亜	19	キ ュ ー ビ ー イ ー	83

現 行					改 正 後				
大	同	22	カ ー デ ィ フ	86	大	同	22	カ ー デ ィ フ	86
セ	ゾ	23	イーグル・スター	91	セ	ゾ	23	イーグル・スター	91
ジ	ェ	24	フ ェ デ ラ ル	93	ジ	ェ	24	フ ェ デ ラ ル	93
ア	リ	25	ザ・トラベラーズ	94	ア	リ	25	ザ・トラベラーズ	94
ユ	ナ	26	ロイヤル・アント・サンアライアンス	95	ユ	ナ	26	ロイヤル・アント・サンアライアンス	95
ソ	ニ	27	現 代	96	ソ	ニ	27	現 代	96
三	井	28	ランパーメンズ	99	三	井	28	ランパーメンズ	99
コ	フ	35	安田火災海上保険株式会社	3A	コ	フ	35	損保ジャパン火災海上保険株式会社	3A
ア	メ	37			ア	メ	37	ヘルメス	4A
A	I	39							
ロ	ン	40							
ロ	イ	44							
当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別番号である。					当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別番号である。				
3 - 3 損害保険会社の経理処理					3 - 3 損害保険会社の経理処理				
3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し					3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 価格変動準備金の株式売買損失額及び株式売買利益額の計算には、次の額を含めるものとする。 価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先物取引、同156条の3第1項に規定する信用取					(2) 価格変動準備金の株式売買損失額及び株式売買利益額の計算には、次の額を含めるものとする。 価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同156条の24第1項に規定する信用				

現 行	改 正 後
<p>引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引(金利関連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評価(損)益及び為替差(損)益の額 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>取引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引(金利関連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評価(損)益及び為替差(損)益の額 (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>3 - 3 - 8 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い</p> <p>税効果会計を適用する会社においては、その適用の最初の事業年度末までに責任準備金算出方法書等に以下のような措置を実施しているか。</p> <p>また、税効果会計を適用しない会社においても以下の(1)及び(2)の措置を実施しているか。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の責任準備金算出方法書において、各準備金の積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除しているか。また、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けているか。</p> <p>なお、上記措置を実施している保険会社は、自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する<u>省令</u>第2条第2号において、税効果会計を適用しているものとみなす。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>3 - 3 - 8 税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い</p> <p>税効果会計を適用する会社においては、その適用の最初の事業年度末までに責任準備金算出方法書等に以下のような措置を実施しているか。</p> <p>また、税効果会計を適用しない会社においても以下の(1)及び(2)の措置を実施しているか。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の責任準備金算出方法書において、各準備金の積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除しているか。また、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けているか。</p> <p>なお、上記措置を実施している保険会社は、自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する<u>命令</u>第2条第2号において、税効果会計を適用しているものとみなす。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 256 613 288">3 - 6 損害保険商品の届出等関係</p> <p data-bbox="165 357 640 389">3 - 6 - 2 特約自由方式等の取扱い</p> <p data-bbox="197 453 1108 580">(1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p data-bbox="304 596 380 628">(略)</p> <p data-bbox="264 644 1108 724">規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p> <p data-bbox="264 740 403 772">イ (略)</p> <p data-bbox="264 788 954 820">ロ 次に掲げる要件を満たす保険契約であるかどうか。</p> <p data-bbox="295 836 1108 1401">a 保険契約者等(保険契約者又は当該保険契約者の連結子会社等(当該保険契約者が連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条に規定する連結財務諸表提出会社である場合には同条に規定する連結子会社、非連結子会社及び関連会社(非連結子会社及び関連会社にあつては、同令第10条第1項から第3項までの規定に基づき持分法が適用されるものに限る。以下このaにおいて同じ。))を、当該保険契約者が連結子会社、非連結子会社又は関連会社である場合には同令第2条に規定する連結財務諸表提出会社並びにその連結子会社、非連結子会社及び関連会社をいう。以下このロにおいて同じ。))のいずれかをいう。以下このロにおいて同じ。))が、所有する自動車(保険契約者等が所有権留保条項付</p>	<p data-bbox="1137 256 1585 288">3 - 6 損害保険商品の届出等関係</p> <p data-bbox="1137 357 1612 389">3 - 6 - 2 特約自由方式等の取扱い</p> <p data-bbox="1169 453 2080 580">(1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p data-bbox="1276 596 1352 628">(略)</p> <p data-bbox="1236 644 2085 724">規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p> <p data-bbox="1236 740 1375 772">イ (略)</p> <p data-bbox="1236 788 1926 820">ロ 次に掲げる要件を満たす保険契約であるかどうか。</p> <p data-bbox="1267 836 2080 1401">a 保険契約者等(保険契約者又は当該保険契約者の連結子会社等(当該保険契約者が連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条に規定する連結財務諸表提出会社である場合には同条に規定する連結子会社、非連結子会社及び関連会社(非連結子会社及び関連会社にあつては、同規則第10条の規定に基づき持分法が適用されるものに限る。以下このaにおいて同じ。))を、当該保険契約者が連結子会社、非連結子会社又は関連会社である場合には同令第2条に規定する連結財務諸表提出会社並びにその連結子会社、非連結子会社及び関連会社をいう。以下このロにおいて同じ。))のいずれかをいう。以下このロにおいて同じ。))が、所有する自動車(保険契約者等が所有権留保条項付売買契約により</p>

現 行	改 正 後
<p>売買契約により購入した自動車、自動車を有償で貸し渡すことを業とする者（以下この(1)において「リース業者」という。）から1年以上を期間とする貸借契約（保険契約者等が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、当該自動車を貸借契約に基づき有償で借り受けている場合には、当該保険契約者等が当該自動車を所有していた期間と当該貸借契約の期間との通算期間が1年以上となる貸借契約を含む。以下この口において同じ。）に基づき有償で借り受けている自動車及び国（外国の政府を含む。）又は地方公共団体（保険契約者が公益法人である場合には、地方公共団体以外の公共団体を含む。）から無償で貸与を受けている自動車を含む。）を対象とする保険契約であること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>規則第83条第3号ヲに規定する販売用等自動車保険契約</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 同号<u>ル</u>(2)に規定する自動車として届け出る自動車は、以下のものとなっているか。</p> <p>a～c （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>購入した自動車、自動車を有償で貸し渡すことを業とする者（以下この(1)において「リース業者」という。）から1年以上を期間とする貸借契約（保険契約者等が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、当該自動車を貸借契約に基づき有償で借り受けている場合には、当該保険契約者等が当該自動車を所有していた期間と当該貸借契約の期間との通算期間が1年以上となる貸借契約を含む。以下この口において同じ。）に基づき有償で借り受けている自動車及び国（外国の政府を含む。）又は地方公共団体（保険契約者が公益法人である場合には、地方公共団体以外の公共団体を含む。）から無償で貸与を受けている自動車を含む。）を対象とする保険契約であること。</p> <p>b・c （略）</p> <p>規則第83条第3号ヲに規定する販売用等自動車保険契約</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 同号<u>ヲ</u>(2)に規定する自動車として届け出る自動車は、以下のものとなっているか。</p> <p>a～c （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 256 1102 293">3 - 9 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について</p> <p data-bbox="241 304 277 344">□</p> <p data-bbox="176 405 1106 485">3 - 9 - 2 産活法第3条第<u>6</u>項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準について</p> <p data-bbox="197 549 412 585">(1) ~ (3) (略)</p>	<p data-bbox="1137 256 2069 293">3 - 9 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について</p> <p data-bbox="1211 304 1247 344">□</p> <p data-bbox="1133 405 2080 485">3 - 9 - 2 産活法第3条第<u>5</u>項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準について</p> <p data-bbox="1153 549 1368 585">(1) ~ (3) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>別添 1：参考様式集 (1) 生命保険関係</p> <p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名(又は外国生命保険会社) 代表者名(又は日本における代表者名) 印</p> <p style="text-align: center;">に係る業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書</p> <p>に係る業務の代理又は事務の代行を行いたく、保険業法第 9 8 条第 2 項(又は法第 1 9 9 条において準用する法第 9 8 条第 2 項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p>	<p>別添 1：参考様式集 (1) 生命保険関係</p> <p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名(又は外国生命保険会社) 代表者名(又は日本における代表者名) 印</p> <p style="text-align: center;">に係る業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書</p> <p>に係る業務の代理又は事務の代行を行いたく、保険業法第 9 8 条第 2 項(又は法第 1 9 9 条において準用する法第 9 8 条第 2 項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。</p>
<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式 5 の 2 2. 保険業法施行規則第 5 1 条の 2 第 1 項(又は同規則第 1 4 1 条の 2 第 1 項)に掲げる書類 3. 業務の代理又は事務の代行に関する契約書 	<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式 5 の 2 2. 保険業法施行規則第 5 1 条の 2 第 1 項(又は同規則第 1 4 1 条の 2 第 1 項)に掲げる書類 3. 業務の代理又は事務の代行に関する契約書(いわゆる<u>協調融資に係る認可申請を行う場合には、契約書の雛型でも可とする。</u>)

現 行

改 正 後

別紙様式 5 の 2

別紙様式 5 の 2

申請理由	
業務の種類	
契約の相手方（会社名、所在地等）	
業務の範囲	
条件（手数料等）	
業務を行う地域	
業務開始日	年 月 日（ ）

申請理由	
業務の種類	
契約の相手方（会社名、所在地等）	
業務の範囲	
条件（手数料等）	
業務を行う地域	
業務開始日	年 月 日（ ）

(注)契約の相手方について、いわゆる協調融資に係る認可申請を行う場合は、業種の記載でも可とする。

(2) 損害保険関係

(2) 損害保険関係

別紙様式 4（業務の代理又は事務の代行）

別紙様式 4（業務の代理又は事務の代行）

文書番号
年 月 日

文書番号
年 月 日

金融庁長官 殿

金融庁長官 殿

保険会社名（又は外国損害保険会社等）
代表者名（又は日本における代表者） 印

保険会社名（又は外国損害保険会社等）
代表者名（又は日本における代表者） 印

に係る業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書

に係る業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書

現 行

に係る業務の代理又は事務の代行を行いたく、保険業法第98条第2項の規定に基づき、下記のとおり認可を申請いたします。

記

申請理由	
委託会社の概要（会社名、所在地等）	
業務の種類	
業務の範囲	
条件（手数料等）	
業務を行う地域	
業務開始日	年 月 日（ ）

（注）1．添付書類

保険業法施行規則第51条の2第1項に掲げる書類。

（新設）

2．共同保険については、委託会社の概要のうち会社名・所在地を除くこ

改 正 後

に係る業務の代理又は事務の代行を行いたく、保険業法第98条第2項（又は法第199条において準用する法第98条第2項）の規定に基づき、下記のとおり認可を申請いたします。

記

申請理由	
契約の相手方（会社名、所在地等）	
業務の種類	
業務の範囲	
条件（手数料等）	
業務を行う地域	
業務開始日	年 月 日（ ）

（注）1．添付書類

保険業法施行規則第51条の2第1項（又は同規則第141条の2第1項）に掲げる書類。

業務の代理又は事務の代行に関する契約書（いわゆる協調融資に係る認可申請を行う場合には、契約書の雛型でも可とする。）

現 行	改 正 後
<p>とができるものとする。 (新設)</p>	<p>2 . 共同保険については、<u>契約の相手方</u>のうち会社名・所在地を除くことができるものとする。</p> <p>3 . <u>契約の相手方</u>について、いわゆる協調融資に係る認可申請を行う場合は、<u>業種の記載</u>でも可とする。</p>